

山口県卸売市場整備計画(素案)に対する意見の募集結果について

山口県では、県内の卸売市場の整備や運営の指針となる山口県卸売市場整備計画を策定しましたので公表します。

また、計画の策定に当たり、計画(素案)に対して実施したパブリック・コメント（県民意見の募集）の結果について、併せて公表します。

1 公表する資料

- (1) 山口県卸売市場整備計画（概要）
- (2) 山口県卸売市場整備計画（全文）

2 提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

- (1) 意見の募集期間
平成28年12月14日（水）から平成29年1月13日（金）まで
- (2) 意見の件数
2人 22件
- (3) 意見の内容と県の考え方
別添のとおり

山口県農林水産部ぶちうまやまぐち推進課市場・金融班

電話：083-933-3360

FAX：083-933-3379

Eメール：16700@pref.yamaguchi.lg.jp

山口県卸売市場整備計画（素案）に対する意見の内容と県の考え方

【基本的な考え方】

番号	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	取扱量の増加については、人口の減少の中困難である。各市場が地域（産地）の特色を活かしながら、単年度ごとに戦略をたて量だけでなく質を高めて利益率を確保すべきである。就業の一つとして魅力を感じてもらうには、儲けがあるということも大事。	卸売市場の整備や運営に当たっては、御意見のとおり経営戦略の確立等が基本であると考えており、本計画にもその旨を記載しているところです。

【卸売市場の適正な配置の目標】

2	人口動向・消費動向・生鮮食料品等の流通事情について、基準年度実績と目標年度見通しが表記載されております。動向そのものを分かりやすく把握するため、現在の表記載は残した上で、基準年度よりある程度（20-30年ほど）遡った年からの各項目の推移の図示/グラフ表記を追加頂けましたなら幸いです。（追加できない場合はその理由を明示願います（より分かり易い資料を求めての要求に対して「資料が増えるから実施しない」は理由にはならないと考えます）。）	県卸売市場整備計画は国の卸売市場整備基本方針等に即して策定することとされていることから、これに合わせ、計画期間の動向については素案のとおり、基準年度と計画期間の最終年の見通しとの比較等により示すこととします。 なお、必要に応じデータの確認ができるように出典を明記しています。
3	「需要の現状と見通し」と「供給の現状と見通し」の記載があります。この2つの差が「県外からの供給分」と思われます。県内事情を適切に把握するため、「県外からの搬入分」についても可能な範囲において（前述の図示/グラフ表記含めて）記述すべきと考えます。（追加できない場合はその理由を明示願います（より分かり易い資料を求めての要求に対して「資料が増えるから実施しない」は理由にはならないと考えます）。）	県内で生産された農林水産物が全て県内に供給されているわけではなく、単に生産と供給の差が県外からの供給分とは限りません。また、生鮮食料品等の流通は多様である上に県外から県内への搬入分についての統計数値等はなく、県外からの搬入分をお示しすることは困難です。

4	<p>卸売市場流通の現状と見通しの記述で、3品種の現在の卸売市場開設者数・卸売業者数と水産物卸売市場取扱量（基準年度・目標年度）のみ表記載され、ほかは文章表記となっております。水産物以外の品種の卸売市場取扱量（基準年度・目標年度）も表記載の上で、P1-4の内容の際に指摘しましたのと同様に基準年度よりある程度（20-30年ほど）遡った年からの各品目の卸売市場取扱量推移の図示/グラフ表記を追加頂けましたなら幸いです。（追加できない場合はその理由を明示願います（より分かり易い資料を求めての要求に対して「資料が増えるから実施しない」は理由にはならないと考えます）。）</p>	<p>青果物及び花きの市場取扱量は5ページ及び7ページにそれぞれ記載しています。また、2の御意見に対する回答と同様に、基準年度と計画期間の最終年の見通しとの比較等により示すこととします。</p>
5	<p>「卸売市場を経由しない流通」について3行のみ記述がありますが、「今後増加が見込まれます」という事は卸売市場整備にも影響を与える事項のはずです。県行政としてどこまで把握しどの様な見込みを立てているのか具体的に（＝実績と見込みの数値を、前述と同様図示/グラフ表記含めて）明示すべきと考えます。把握出来ていない/把握が困難であるならその旨明示した上で把握方法の検討を実施すべきと考えます。</p>	<p>卸売市場を経由しない流通については、産地等における直売施設やインターネットでの販売、商社等による県外や国外からの仕入れ販売等がありますが、県においてそのような流通の実態を把握することは困難です。このため、国の統計や資料に基づき、今後も増加が見込まれる旨を記載しています。</p>
6	<p>流通圏設定の説明で、流通圏図示の地図には、各卸売市場の位置を市場区分・開設者別がわかる様にして明示したなら流通圏-卸売市場の関係が更にわかり易くなると感じます。追加出来ない場合はその理由明示願います。P13, 14の表には、各流通圏に存在する卸売市場の種類と数も明示頂けましたなら幸いです。追加出来ない場合はその理由明示願います。</p>	<p>御意見を踏まえ、流通圏区分図に卸売市場の概ねの位置を示すことにしました。</p>

7	<p>卸売市場配置計画の記述で、水産物卸売市場 1箇所以外は存続・存続整備となっております。存続・存続整備が妥当かどうかの判断は、・規模要素（過去からの取扱量・取扱額の推移）・地理的因素（供給地域・消費地域との関係や過去の周辺卸売市場の廃止や機能統合等）が必要と考えるのですが、当（素案）には各卸売市場の現在の実績の具体的な数値も見当たりません。記内容の資料追加の上で再度資料公開意見募集実施願います。追加出来ない場合はその理由明示願います。（市場数ほぼ現状どおりの素案ですので問題は無いと思いますが、次回整備計画の意見募集時は注意願います。）</p>	<p>卸売市場配置計画は、今後 5 年間の市場の存廃等に関する各卸売市場の考え方をもとに定めたものです。卸売市場は、立地環境や施設規模、市場取扱量など様々ですが、いずれも各地域の生産者や買受人等とともに、地域の生鮮食料品等の流通拠点として運営されています。このため、存続や廃止は、各市場のデータ等に基づき一律に判断するのではなく、流通事情等を踏まえた各市場の考え方に基づいて定める必要があると考えています。</p>
---	--	---

【近代的な卸売市場の立地並びに施設の種類、規模、配置及び構造に関する指標】

8	<p>各市場には、広大な敷地が有るが、市場内の店舗については、空き店舗が目立っている。この空き店舗を解消すべく行政の支援や規制緩和など考えて欲しい。</p>	<p>卸売市場における経営戦略の確立等を通じて、市場が有する施設の有効活用を検討し、市場の機能強化を図ることは必要と考えています。その際には、必要に応じ、参考事例等の情報提供や、障害となる規制の見直しに関する国への要望等に努めてまいります。</p>
9	<p>卸売市場に現状求められる・将来求められる設備・機能・能力について、一般的な内容がほぼ定性的に列記されていると認識致します。内容が適正かどうかの再確認と必要であれば追記実施を宜しく御願い致します。又、「定性的記述」の中で「量的目標」設定可能なものについては目標設定を宜しく御願い致します。</p>	<p>本計画の項目のうち、第 3 から第 6 までの内容は、主に国が定めた卸売市場整備基本方針の内容に即して記載しており、卸売市場が必要に応じて取り組むべき指針として適正であると考えています。また、目標設定は基本方針にも定められておらず、馴染まないものと考えています。</p>

【卸売業者及び仲卸業者の経営の近代化の目標】

10	<p>市場で扱う魚、青果、花きなど、行政主導で、異業種の企業と商談などのマッチングの機会を設け、これらの品物を活かす新たなビジネスチャンスを模索する。</p>	<p>卸売市場における経営戦略の確立等を通じて、新たなビジネスチャンスに向けた商談への参加等について検討し、市場取扱額の増加を図ることは必要と考えています。その際には、必要に応じ、参考事例等の情報提供等に努めてまいります。</p>
----	---	---

【その他】

11	<p>もっと地域密着型の市場として、地元の人に知ってもらうようPRの場を設け、学校や自治会などと一緒にできる活性化策を模索するべきである。また、県内外のJA及び農業法人などの産地と強い絆を持つために、実際に訪問するなど集荷力を高める取り組みを行政と一緒に取り組むことも大事である。</p>	<p>卸売市場における経営戦略の確立等を通じて、市場取扱額の増加に直接つながる取組だけでなく、卸売市場の多様な役割について情報発信に努めることは必要と考えており、本計画に項目を追加しました。</p> <p>また、必要に応じ、産地との関係強化等について支援してまいります。</p>
----	--	---

【計画全般、パブリック・コメント制度関係】

12	<p>当計画(素案)は県行政のものですが、対象となるであろう卸売市場は開設者に県の他市・会社農漁協事協個人があると思われ、県と開設者との関係が不明瞭な気がします(県の判断で存続廃止等決定可能なのか、整備計画に県がどこまで影響力/指導力を持つのか 等々)。卸売市場(市場区分・開設者別)と県行政との関係・係わり合いを計画冒頭に明示すべきと考えます。</p>	<p>卸売市場制度は、卸売市場法を初めとする法令等で規定されており、地方卸売市場の開設に当たり、都道府県知事の許可を受ける必要があることや、市場業務に関する規制や監督事項等が定められています。従つて、本計画で市場と県行政の関係を改めて示す必要はないと考えています。</p>
13	<p>当計画に影響を及ぼすと考えられる事象の発生時(人口の大量変動、災害、停止停滯していた自然環境開発(海域埋立等)の進行、新規開発の着手等)は計画の見直しの実施を宜しく御願い致します。</p>	<p>卸売市場法が大幅に改正された場合など、必要に応じ、本計画の変更について検討してまいります。</p>

14	<p>上記に関係致しますが、当計画（素案）の運営母体・運営方法（進捗確認時期・進捗確認方法・計画見直しの方法等々）が明示されていないと思われます。計画（素案）として重大な欠点と思われます。記載追加の上で再度資料提示・意見募集を実施すべきと考えます。</p>	<p>卸売市場整備計画は、計画期間における卸売市場の整備や運営の指針として県が策定するものです。計画策定後においては、本計画に示した取組の内容や卸売市場法等の規定に沿って市場の整備や運営が適切に行われるよう指導等に努めてまいります。</p>
15	<p>個々の卸売市場の運営については、別途関係生産者・利用者・周辺住民の意見を「聞く」だけではなく運営に「取り入れる」機能の常設を義務化すべきと考えます。</p>	<p>本県では、卸売市場の売買取引に関する事項の審議のため、山口県卸売市場条例において、卸売業者、買受人その他の利害関係者及び学識経験者などで構成する市場取引委員会を市場開設者が設置できる規定を設けています。</p>
16	<p>計画（素案）内個々案件について資料不備不足多数存在すると感じます。素案再作成再提示サイド意見募集実施願います。実施しないのであればその理由を明示願います。…県は一企業の許可申請に対し「資料再提出/再説明」を再々繰り返しました。県民=主権者の「資料再提出/再説明」に応じるのは必然のはずです。</p>	<p>本計画は、卸売市場法に基づく事項について定めたものですが、卸売市場開設者や卸売業者等が本計画を市場の整備や運営の指針として活用可能な範囲において内容を精査し作成しています。今後ともそのような観点から記載する事項等を検討してまいります。</p>
17	<p>当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。 県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家からの直接の意見聞き取り等の実施を御願い致します。（案作成時に実施済とは思いますが一応。）</p>	<p>本計画については、山口県卸売市場審議会条例に基づき設置され、学識経験者や卸売市場関係者で構成する山口県卸売市場審議会の御意見等をお聞きしながら計画策定を進めたところです。</p>
18	<p>可能であれば年次把握が誰でもし易いように年代は元号西暦併記頂けましたら幸いです。</p>	<p>本計画は5か年計画であり、記載している年次は、計画の初年度である平成28年度、最終年度である平成32年度、そして、最終年度との比較のための基準年度である平成24年度の3つの時点が殆どであることから、元号表記のみとしました。</p>

19	<p>当案件、意見作成の為には関係計画・諸施策も確認するべきであると考えます。その様な意見募集を、意見募集期間に年末年始も含めた上で、且つ同時期に他部署含め6案件実施（12/24 時点）となる中で通常と同様の1ヶ月の期間設定は短いと感じます。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。</p> <p>（県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと記憶しております。）</p>	<p>本パブリック・コメントは「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき、1か月の意見提出期間を定めて実施したものであり、期間延長等は考えていません。</p>
20	<p>上記意見と関係し、この時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願います。上記返答が「県行政の進行/スケジュールの関係」の場合、「この時期の案件集中」は必須と言う事となります。パブリック・コメント(県民意見募集)を適切に実施する為の恒久的対策の実施(意見募集期間に年末年始を含む場合は必ず期間延長、案件集中する場合は自動的に期間延長、等)を御願い致します。</p>	<p>本計画は、国が5年ごとに策定する中央卸売市場整備計画等に即して策定することとなっています。整備計画が平成28年4月に策定されたことを受けて本計画の策定を開始し、県条例に基づく卸売市場審議会の審議等を経てこの時期のパブリック・コメント実施となったものです。また、国の整備計画等の策定月等は特定の時期とされているわけではありません。</p>
21	<p>最初の意見と同様の意見(「年末年始含む期間に案件集中」に関しての意見)を、昨年、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント(県民意見募集)に送付しております。パブリック・コメント(県民意見募集)について県行政として「年末年始含む期間の回避」「年末年始含む場合の期間延長」「案件集中の回避」について何らかの対応(各部署への通知指示広報等)がなされたかどうか明示願います。対応が無かつた場合は、「なぜ対応が無かつたのか」、当時の当該意見受取各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願います。対応があった場合は、なぜ当パブリック</p>	<p>意見募集の時期や期間については、各々の計画等策定過程の中で決定しています。いただいたご意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p>

	<p>コメント(県民意見募集)で適切な対応が取られていないのか明示願います。県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。「県民=主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。</p> <p>(「県の条例に則って(1ヶ月)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しません。)</p>	
22	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ=県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内で)。(県広報誌にはパブリックコメント(県民意見募集)全般の記事・記載も無かったと記憶しております。「県からのお知らせ」の広告/公報(下4段程度広告/公報))にも、パブリックコメント(県民意見募集)実施に関する記事は無かつたと記憶しております(12/24時点)。)</p> <p>今回の案件を含め、県広報誌や「県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント(県民意見募集)についてや、パブリック・コメント(県民意見募集)全般に関する記事が掲載されていない理由を明示願います。</p> <p>(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思わ</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき、12月13日に報道各社に発表しました。</p> <p>また、発表内容は県ホームページに掲載するとともに、山口県広報として12月21日の中国新聞及び山口新聞に突出広告を掲載し広報に努めました。</p> <p>さらに、県庁情報公開センターや県下の各地方県民相談室、各農林事務所、下関水産振興局、各水産事務所に本計画(素案)を送付し、閲覧できるようにするなどパブリック・コメントの実施に関する広報に努めたところです。</p> <p>なお、県広報誌は発行時期との兼ね合いがあり、県ホームページや新聞広告等を活用しています。</p>

れます。「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果のあるだろう所に記事を掲載していない理由」にならないと考えます。) 前述意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、広報が十分になされたのか御判断の上明示願います。
(「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』」(十分・不十分)を明示願います。)